

知っ得! 身近なベトナム税務

拝啓 親会社様 どうか配当をお待ちください

(第2回)

前回の「税率35%はウソ? なぜこんなにも高い個人所得税」では、連載初回からベトナムの個人にかかる税務についてネガティブな話題を書いてしまいましたので、今回は法人にかかる税務にテーマを移し、ポジティブなものを書きたいと思います。

多くの企業が親会社の利益を優先する

以前よりは少なくなってきたものの、今も親会社の利益を優先する企業が多い印象があります。背景は各社さまざまですが、おおむね以下の三つの理由が多いのではないのでしょうか。

(1) 価格決定やビジネススキーム決定における現地法人の権限が小さい

(2) 親会社は日本側の税務リスクは十分意識しているが、ベトナム側の税務リスクは税務調査が入るまであまり重要視しない

(3) 子会社で利益を出すことによる税務メリットを十分に理解していない

(1)はある意味で仕方のないことであり、(2)については後の機会にお話しするとして、今回は(3)のベトナムで利益を出すことによるメリットについて説明したいと思います。

ベトナムで利益を出す3大メリット

まず一番分かりやすい理由が、法人税が低いということです。私がベトナムに来た6年前はベトナムの法人税率が28%から25%になったところでしたが、その後も下がり、現在は22%で、来年2016年からは20%に下がることが決まっています。一部の製造業やIT企業は優遇税が与えられているのでさらに低いです。税率が35.64%である日本で利益を出すよりもベトナム現地法人で利益を出した方が、税金が安いということが言えますね。

二つ目は、ベトナムは配当にかかる源泉税がないということです。ベトナムで法人税を払った後に残った現地法人の留保利益は、親会社に無税で送金可能です。これは周辺国に比べてベトナムの大きなメリットです。例えばお隣タイでは、法人税はベトナムと同じ20%で

あるものの、配当に10%源泉税がかかってしまうので、親会社からすると結局回収するまでに合計30%の税金が課されてしまうということになります。中国も配当の源泉税は10%です(法人税率は25%)。

三つ目は、日本側で配当の95%は益金不算入として扱えるということです。2009年の税法改正により、日本本社が25%以上出資する海外子会社から配当を受け取った場合、その95%は益金不算入になります。要するに配当は5%だけ利益として扱い、その利益に対して法人税を払えばよいということです。日本の法人税率が35%くらいなので、5%×35%で最終的に配当にかかる税金は2%未満ということになりますね。

ベトナムで利益を出す3大メリット

1. 日本よりベトナムの法人税率の方が低い
2. 親会社への配当にかかる源泉税が無い
3. 日本で配当収入の95%が益金不算入

親会社は耐えて子供の成長を待つ親心を

上記三つが大きな理由ですが、他にも、高額なロイヤルティや技術支援料を本社に払うと税務調査で損金否認や出張者の個人所得税の追徴課税が発生しやすいことや、日本よりベトナムの税務調査の方が厳しく罰金が高額な点など、ベトナムで利益を出すメリットはたくさんあります。これは親会社が日本ではなく香港やシンガポールである場合も同じです。

親会社は、子供の成長を願う親のようにベトナム現地法人をかわいがる。そして、将来成長した暁に配当収入という大きな果実を得る。そういった長期的な戦略が望ましいと言えるのではないのでしょうか。

<筆者紹介>

實原 享之(じつはら たかゆき)

I G L O C A Lパートナー。神戸大学工学部建設学科卒業。不動産事業会社にて営業と経理を経験後、米国公認会計士試験に合格し、2009年よりI G L O C A Lに入社。2010年に、日本人としては4人目となるベトナム公認会計士試験合格。趣味はゴルフ。